

# 自動運転社会実装推進事業委託業務仕様書

## 第1条 (適用)

本仕様書は、豊橋市（以下、「発注者」という。）が委託して実施する「自動運転社会実装推進事業委託業務」（以下、「本業務」という。）について適用し、受託者は本仕様書並びに契約書、関係法令に基づき本業務を実施すること。

## 第2条 (目的)

本業務は、路線バスの運転手不足など公共交通の課題解決を図るために、自動運転レベル4の社会実装に向けて、レベル2による自動運転バスの準備、実証走行を行うとともに、走行時の動作検証・課題抽出やアンケート調査等を踏まえて、レベル4の社会実装に向けた提案を行うことを目的とする。

## 第3条 (業務概要)

### 1. 業務名

自動運転社会実装推進事業委託業務

### 2. 業務場所

豊橋市南大清水町地内ほか

### 3. 業務期間

契約締結日から令和8年3月27日まで

## 第4条 (業務内容)

本業務の内容については、以下のとおりとする。

### 1. 自動運転車両の走行準備

#### (1) 自動運転車両の調達

受託者は、自動運転社会実装推進事業のため、次に掲げる事項をすべて満たす自動運転車両を1台調達すること。

ア 走行中に自動運転と手動運転を切り替えることが可能な自動運転システムを備えた車両であること

イ 自動運転走行時に、速度30km/h以上で走行することが可能であり、かつ、航続可能距離が150km以上であること。また、自動運転時の乗車定員は14人以上とすること（運転手等含む）

ウ 将来的に車両整備等により自動運転レベル4での走行が可能であること

エ 空調設備が完備されていること

オ 鉄道の踏切をまたぐ走行が可能な車両であること

カ 以下と同等以上の機能を持った遠隔走行管理システムが搭載されていること

- ・車両に搭載したカメラによる車両内外の監視
- ・緊急時における車内との通話
- ・緊急時の発進や停車等の車両の制御
- ・走行中の車両の速度や位置等のリアルタイム情報の把握

- キ 自動運転車両の保管場所は発注者と受託者との協議により決定すること
- ク 車両事故等に備え、準備開始から実証実験終了までの期間中、損害賠償保険（対人、対物、人身傷害、施設賠償、生産物賠償（施設・建物等））に加入すること
- ケ 走行に必要な給電や給油施設に関しては、受託者で自動運転車両の規格に適合する施設を確認及び確保し、走行に係る動力費（電気料金や燃料費）は受託者負担とする
- コ 自動運転車両に、ラッピング等の装飾を施すこととし、装飾に係る費用は受託者負担とする
- サ バス停を 25 基程度製作・設置すること

## (2) 関係機関等協議

受託者は、自動運転車両の実証走行にあたり、関係機関との協議並びに必要な申請を行うこと。

### ア 駐停車合意の公示

乗合自動車の停留所における自動運転車両の停車のため、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 4 4 条の規定による合意の公示に関し、当該業務を所管する機関並びに関係のある者等との協議及び合意の取得を行い、公示に必要な書類等を提出すること

### イ 関係機関との協議等

公安委員会や道路管理者との協議及び調整を行い、自動運転車両の走行に支障が生じないようにすること

### ウ 関係事業者との協議等

路線及び停留所の位置が競合する交通事業者との協議及び調整を行い、自動運転車両の走行に支障が生じないようにすること

### エ 地域コミッティ関係事業者との協議等

レベル 4 自動運転移動サービスの関係許認可取得に向けた協議及び調整を行うため設置するレベル 4 モビリティ・地域コミッティの運営支援と会議に必要な報告書等を作成すること

※ア～エに係る関係機関との協議に際し発生する全ての経費については原則、受託者の負担とする。

## (3) 走行設定等

受託者は、自動運転車両の走行を実施するため、走行ルートに関して以下の事前調査等を行い、走行が可能な状態とすること。

### ア 電波測定

自動運転の走行に必要な電波の受信感度を必要に応じて確保すること

### イ 現地調査

自動運転車両の走行にあたり、走行ルート上の必要情報を収集すること

ただし、既存の道路付属物が走行の支障になる場合は、受託者による対応を基本とする

#### ウ 業務実施体制の構築

走行の実施に必要な技術者の配置、システムの導入や遠隔監視などの実施体制を構築すること

#### エ その他

高精度3Dマップなどを作成し、走行ルートを設定すること

## 2. 自動運転車両の走行と調査分析

### (1) 走行計画

受託者は、次に掲げる内容で自動運転車両の走行を実施すること。

なお、自動運転に対する市民の理解やニーズ等を把握し、走行にあたっては、当該地域を走る路線バスの運行を考慮したダイヤを設定すること。なお、アンケート調査の内容については、発注者と協議の後、実施すること。

#### ア 走行期間及び日数

令和7年11月以降・20日間以上

#### イ 走行ルート及び停留所

別図1を標準とし、発注者と受託者との協議により定める

#### ウ 走行ダイヤ

最低1日5便以上（概ね10時から16時）として、発注者と受託者との協議により定めること

#### エ 車内オペレーター

受託者は、将来的な地元企業による自動運転車両の走行のため、可能な限り豊鉄バス株式会社を参画させること

#### オ 運賃

運賃は無料とする

#### カ 乗車管理

乗車予約の事前受付や当日の受付案内について、適切に管理・対応すること

#### キ 周知

自動運転車両が走行することについて、周辺地域へ周知するため、立て看板やチラシ等の施策を講じること

### (2) 運休

受託者は、次に掲げる理由においてのみ、自動運転車両を運休することができる。なお、計画運休にあたっては、あらかじめ発注者と協議し、突発的な運休にあたっては、速やかに発注者へ報告し、利用者への周知及び現地対応すること。また、その内容を記録し、発注者に事故報告書を提出すること

#### ア 災害の発生又は天候の悪化等

災害の発生又は天候の悪化等により、自動運転車両の走行が危険若しくは困難な場合

イ 交通規制等

走行ルート上における工事などの交通規制等により、自動運転車両が走行できない場合

ウ 車両不調

自動運転車両の不調により、自動運転車両の走行ができない場合

エ その他

その他、突発的な事象等によりやむを得ない場合

(3) 事故対応

受託者は、事故の発生により自動運転車両の走行を中断したときは、当該車両に乗車している旅客の保護に関して、適切な処置をするとともに、速やかに発注者に報告すること。また、その内容を記録し、発注者に事故報告書を提出すること。

(4) 検証・分析

自動運転レベル4の社会実装に向けて、以下のテーマについて検証し、分析すること。

検証テーマ	取組内容
自動運転比率	路車協調システムがない状態で、自動運転比率の日毎特性を調査する。
再利用等意向調査	利用者等へアンケートを実施し、再利用等の意向を調査する。
キャッシュレス運行	利用者アンケートで、自動運転移動サービスの実装時にキャッシュレスのみの運行を許容できるか調査する。
走行環境調査	道路構造や街路樹等、自動運転での走行環境となっているか検証する。
走行性能調査	信号認識の正確性と、自動走行による停車車両の回避について調査する。

3. 自動運転レベル4の社会実装に向けた提案

受託者は、本市での自動運転レベル4の社会実装に向けて、運賃收受の方法等、路線バス路線への置き換えのため内容を検討すること。

また、本業務で得た走行データ等の情報をもとに信号機や踏切の路車協調システムなどの必要性を検討・提案すること。

## 4. 報告書作成

### (1) 成果の報告

受託者は、以下の報告も含め、本事業において収集したデータ、安全性、利便性、社会受容性、将来性、経営面、地域の移動手段としての代替性・補完性等に関する検証結果及び走行環境や実証走行時に発生した課題について整理し、成果報告書として業務実施報告書に添付して提出すること

### (2) 自動運転車両の利用者数の報告

受託者は、自動運転車両の1日ごとの利用者数について発注者に報告すること。

また、走行期間終了後には利用者数を取りまとめた報告書を提出すること

### (3) 走行データ等の報告

受託者は、本事業において収集した走行データ等について報告書を提出すること

### (4) ロードマップの作成

自動運転レベル4の実装に向け、必要な対策や実施方針の検討のほか近隣市やバス事業者との体制を検討し、来年度以降のロードマップ（5年程度）を作成すること

## 5. 打合せ協議

本業務では、業務の遅滞が生じないように、必要に応じ、業務進捗状況の報告や事務連絡等について適宜打合せを行い、本業務の円滑な進捗に努めるものとする。なお、受託者は打合せ協議記録を協議後速やかに作成し、発注者へ提出するものとする。

## 第5条 （提出書類）

受託者は、業務の着手及び業務遂行にあたって、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- ①業務計画書、②工程表、③現場責任者届、④その他の監督職員が指示するもの

## 第6条 （成果品）

成果品及び部数は以下のとおりとする。

1. 業務実施報告書（走行時データ含む） …2部
2. 業務完了までの会議録及び関係資料 …一式
3. 上記（1）～（2）の原稿等電子データ（CD-R・DVD-R） …一式
4. 業務のために作成した3Dマップデータ …一式
5. その他、発注者が必要と認めた資料 …一式

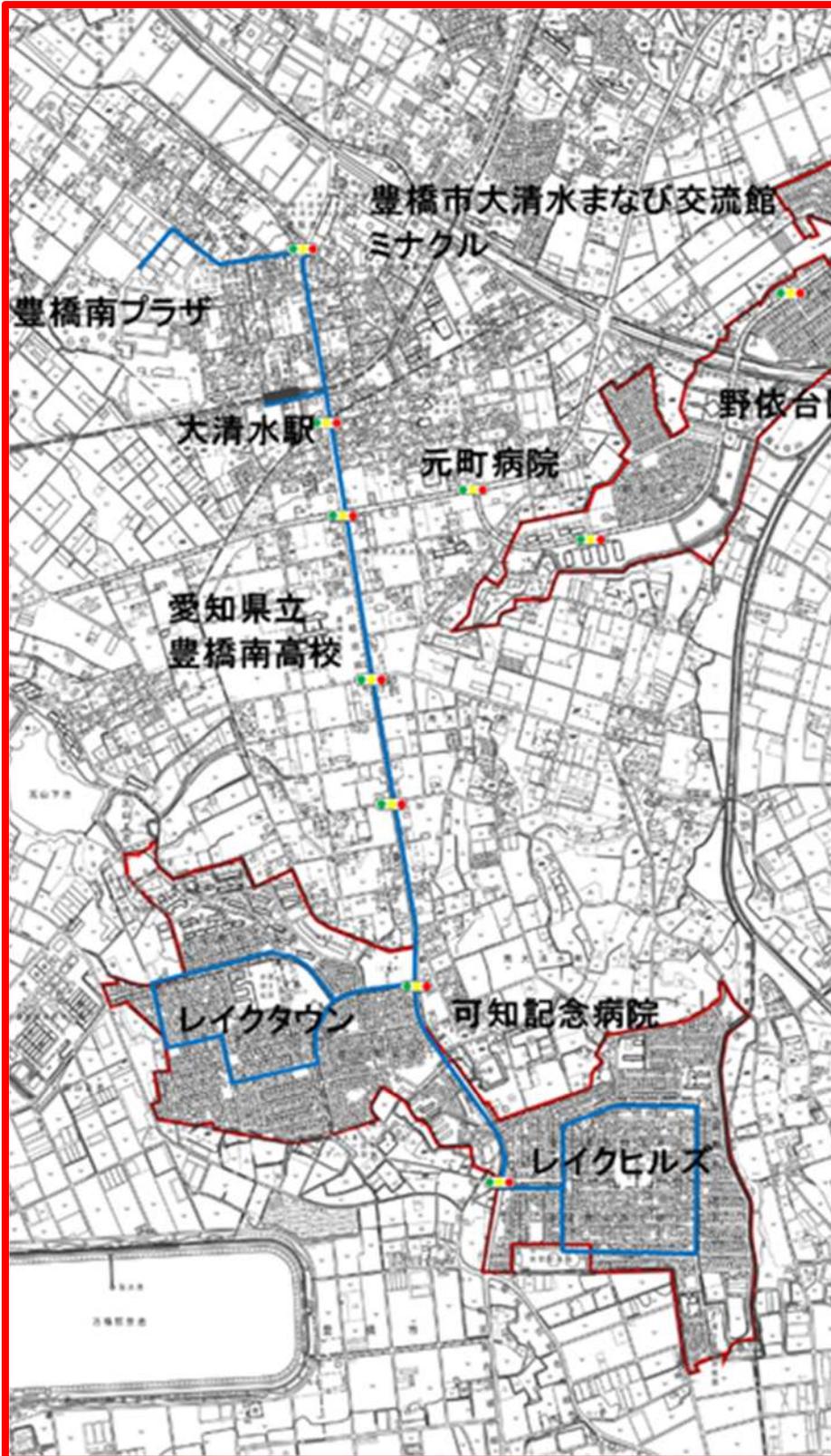
## 第7条 （その他）

1. 受託者は、この仕様書に定めのない事項であっても、業務の遂行上必要な事項は実施しなければならない。また、業務の遂行上疑義が生じた場合は、必要に応じて、発注者と受託者が協議してこれを定めるものとする。
2. 委託料には、本仕様書で断りがあるものを除き、本業務の履行に係る一切の費用を含むものとする。

3. 受託者は、業務の遂行に際し、技術論文等の文献その他の資料を引用・参考とした場合には、その出典を明記するほか、納入される成果物について、第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には、該当既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び仕様許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。
4. 本委託業務は、地域公共交通確保維持改善事業補助金（自動運転社会実装推進事業）を活用して実施することを想定していることから、同補助金交付要綱等に基づき適正に業務を履行すること。

別図1

運行ルート



広域図

